

與非日籍人士在日本辦理結婚/離婚的相關文件

- 向日本市(區)役所取得完成結婚或離婚登記的「婚姻/離婚届受理證明書」。(B4 大小，如獎狀格式，大約 1,400 日圓)
- 市(區)役所大多提供，並記載「法律上婚姻/離婚は、成立したこととなる」等文字。
- 國人的國籍若記載「中華人民共和國」無法受理。
- 另，申請人須準備婚姻/離婚届受理證明書中文譯本。請準備 3 個月內核發之日文原件 1 份、影本 1 份及中文譯本 1 份。
- 日本婚姻/離婚届受理證明書及中譯本各 1 份，須在本處辦理驗證(驗證 2 份共 4,600 日圓)，加註符合行為地法。

<樣本>

婚姻届受理証明書

夫 国籍の表示 中華人民共和國 中国 中华民国  
西曆 年月 日生

妻 国籍の表示 中華人民共和國 中国 中华民国  
西曆 年月 日生

証人 及び  
連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、  
平成 年月 日これを受理した。  
よってここに法律上婚姻は、成立したこととなる。  
右証明する。

平成 年月 日  
日本国政府戸籍事務管理者  
県 市長